

2023年11月24日

沖縄県知事 玉城デニー様

要 請 書

-辺野古新基地埋立ては生物多様性国家戦略に反することを 再度の埋立て承認撤回の根拠にするよう求めます-

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 阿部悦子（環瀬戸内海会議）
大谷正穂（辺野古に土砂を送らせない山口の声）
事務局長 松本宣崇

〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114

電話・FAX 086-243-2927

役員

城村典文（自然と文化を守る奄美会議）
當島勝文（徳之島三町護憲平和フォーラム）
磨島昭広（鹿児島に米軍軍はいらない県民の会）
大坪満寿子（南大隅を愛する会）
歌野敬（五島列島自然と文化の会）
鈴木慶子（辺野古土砂搬出反対うきの会・熊本）
松本秀樹（辺野古土砂ストップ北九州）
湯浅一郎・末田一秀・松本宣崇（環瀬戸内海会議）
新田秀樹（広島と沖縄をむすぶドウシグワ）
溝渕裕子（辺野古に基地を作らせない香川の会）
富田恒子（小豆島環境と健康を考える会）
柴田天津雄（辺野古のケーソンをつくらせない三重県民の会）
毛利孝雄（辺野古土砂搬出反対！首都圏グループ）
安部真理子（海の生き物を守る会）

辺野古・設計変更申請の不承認処分をめぐる政府との闘いにおいて、多くの県民の意思を根拠に、あくまでも反対を貫く知事の姿勢に心より敬意を表します。10月30日、代執行訴訟の第1回口頭弁論が開かれましたが、双方の意見陳述をただけで結審とされ、中身について一切審議する姿勢がない司法の姿勢には怒りを禁じえません。しかし9月4日の最高裁判決を初め、司法が一方向的に国側についている状況を見ると、年内にも県に厳しい判決が出るのが予想されます。その場合、国土交通大臣が知事に代わって設計変更申請を承認し、すぐに工事が始まってしまう可能性があります。新基地埋立ては切迫した情勢にあり、沖縄県が再度、埋立て承認を撤回することが必要です。

私たち「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」は2015年、「どの故郷にも戦争に使う土砂は一粒もない」を合言葉に発足しました。国が、辺野古埋め立てに使う予定の土砂の7割を沖縄県外12県（三重県のケーソンも含む）から搬出することに反対して結成した全国組織です。特に外来生物の沖縄島への持ち込み等に係る生物多様性の問題を取り上げて活動を進めてきました。その立場から、再度の埋立て承認撤回を検討するにあたり、大浦湾・辺野

古沖の埋立ては生物多様性の保全に関する新たな国際枠組みに反することを論点の軸に据えるべきことを要請したいと考えます。

生物多様性をめぐっては、昨年 12 月、生物多様性条約第 15 回締約国会議が「昆明・モンクトリオール生物多様性枠組み」という新たな世界目標に合意し、今年 3 月、日本政府は新たな生物多様性国家戦略を閣議決定しました。新戦略は、「今までどおりから脱却」し「経済、社会、政治、技術などすべてにおける横断的な社会変革」をめざし、「陸域・海域の 30%以上を保護区にして守る」という高い目標を掲げています。

埋立て対象海域は、ジュゴンやアオウミガメの生息に深く関わり、多様なサンゴが生息し、2019 年には日本初のホープ・スポット（希望の海）に認定され国際的にも貴重な生物多様性を残しています。防衛省の環境影響評価書からも 5,334 種の生物が記載され、そのうち 262 種が絶滅危惧種です。上記の生物多様性に関する新たな国際的流れに従えば、環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の一つとして抽出した「沖縄島中北部沿岸」の一部を構成する辺野古・大浦湾は海洋保護区として、そのままの姿で後世に残すべき場です。これは新国家戦略を推進せねばならない日本政府の義務でもあるはずで

以上から、私たちは、代執行訴訟の不当な結末が予想される中、知事が再度の埋立て承認撤回に踏み切られるよう、以下、要請します。

要請項目

1. 日本政府に対し、生物多様性基本法第 12 条第 2 項に依拠しながら生物多様性国家戦略に照らした大浦湾埋立ての整合性に関する公開質問状を提出し、市民に見える形で辺野古新基地埋立てと生物多様性保全の整合性に係る論争を創りだしてください。
2. 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の視点に立つと大浦湾・辺野古沖を含む「沖縄島中北部沿岸」は、真っ先に海洋保護区に指定するよう政府に求めてください。
3. 「生物多様性おきなわ戦略」の新生物多様性国家戦略に沿った改訂作業を急ぎ、「おきなわ戦略」に照らして辺野古新基地埋め立ての不当性を浮き彫りにしてください。
4. 翁長知事が作った「埋立て承認手続きに関する第 3 者委員会」の「検証結果報告書」が、新基地埋立ては「法律に基づく計画に違背する」点で、「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「生物多様性おきなわ戦略」に違反する可能性が高く「法的に瑕疵がある」としたことを改めて思い起こしてください。昆明・モンクトリオール生物多様性枠組みの合意や生物多様性国家戦略の閣議決定に見られるように世界的に生物多様性を保護・回復への取り組みが盛り上がっている今日の文脈の中で、再度の埋立て承認撤回を打ち出す根拠になることを検討してください。
5. 上記 1～4 など「生物多様性国家戦略」に照らした不当性を含め、新たな方針として再度の埋立て承認撤回に向け第 3 者委員会を設置するなどして総合的に検討してください。

以上